

特別市制度の法制化案

令和7年11月

1 法制化案の検討に当たっての考え方

主に参考とした法律

- 検討に当たっては、『現行の地方自治法』のほか、かつて特別市を規定していた『昭和31(1956)年改正前の地方自治法（以下「旧地方自治法」という。）』、平成24(2012)年に成立した『大都市地域における特別区の設置に関する法律（以下「大都市地域特別区設置法」という。）』を主に参考にしている。

特別市の「基本的な事項」の規定

- 大都市地域特別区設置法は、地方自治法の特別法として、特別区の設置に係る手続を定めた法律であるが、特別区の性格等の「基本的な事項」については地方自治法に規定している。
- 特別市についても、地方自治法において「基本的な事項」を規定する必要があると整理している。

特別市への「移行手続」の規定

- 特別市への「移行手続」の規定についても、特別市に係る一般的な規定を定めるものであることから、別に特別法を制定するのではなく、地方自治法を改正して規定する手法を採用している。

（参考）大都市地域特別区設置法が特別法として制定された経緯

- ・ 特別法という法形式が採用されたのは、地方自治法における従来の特別区は都にのみ置かれることを前提として制度化されて長年の運用によって定着してきたという経緯があり、設置手続の位置付けが異なるという特殊性があったためとされている。
- ・ 今回の特別市に係る規定については、そのような特殊性がないことから、地方自治法に規定を置くこととしている。

※ なお、今後の特別市に関する議論の進展の中で、移行手続の位置付け等の整理の状況に応じ、特別市の移行手続を特別法で別に定めるという選択肢も十分考えられる。

2 法制化案の概要

(※ 地方自治法第3編第1章に規定を置くこととし、各条番号は、地方自治法における条番号)

特別市の種類

(第1条の3)

- 特別市を特別地方公共団体とする。

特別市の事務

(第264条)

- 地域における事務、その他の事務で法令により都道府県又は市が処理するもの（市町村に関する連絡調整に関するもの等を除く。）等処理する。
- 地域の特性等を勘案して必要があると認められるときは、一般の市町村の求めに応じ、当該市町村の事務を補完する事務を処理するものとする。
この場合において、特別市、都道府県及び市町村は、相互に競合しないようにしなければならない。
- 事務を処理するに当たっては、国・関係地方公共団体の協力の下、広域にわたる地域社会の持続的発展に資するように配慮しなければならない。

特別市の区域

(第265条)

- 特別市は、都道府県の区域外とする。

特別市の設置

(第266条～第271条)

- 協議の求め 指定都市等から都道府県へ特別市設置協議会設置の協議の求め
- 特別市設置協議会による協定書の作成
協議会設置の指定都市等・都道府県の各議会の議決 → 協議会の設置
→ 協定書の作成 → 指定都市等・都道府県の各議会の承認（議決）
- 設置の申請 住民投票 → 総務大臣へ指定都市等及び都道府県の共同申請
- 設置の処分 国会の承認 → 内閣が設置の処分 → 総務大臣の告示

廃置分合の特例

(第272条)

- 特別市設置に伴う都道府県の廃置分合・境界変更については、法律の定めを不要とし、その境界は自ずと変更されるものとする。
- 特別市設置後の特別市の廃置分合・境界変更については、関係自治体からの申請に基づき、内閣が国会の承認を経て定める。
- 特別市に編入されようとする自治体においては、住民投票を要する。

住民

(第273条)

- 特別市の区域内に住所を有する者は、当該特別市の住民とする。

議会

(第274条)

- 特別市の議事機関として、議会を置く。
- その権限や機能等については、普通地方公共団体の議会の規定を準用する。

執行機関

(第275条～第276条)

- 市長、副市長を置く。
- 各執行機関の取扱いについては、普通地方公共団体の規定を準用する。
都道府県・市町村に置く委員会・委員は、特別市にも設置する。

区の設定

(第277条)

- 特別市の区域を分けて区（行政区）を設ける。
- 区の事務所を置き、必要があるときは出張所を置くことができる。
- 区長を置く。
- 区長は、市長の補助機関である職員を充てるほか、必要に応じて、特別職の区長を選任することもできる。
- その他、区に関する取扱いは、指定都市の区の取扱いを準用する。

都道府県及び市に関する規定の適用

(第278条)

- 地方自治法における都道府県に関する規定を特別市に適用する。
- 地方自治法における市に関する規定で必要なものを特別市に適用する。
- 他の法令において、都道府県又は市が処理することとされている事務で特別市が処理することとなるものに関する規定は、特別市にも適用する。

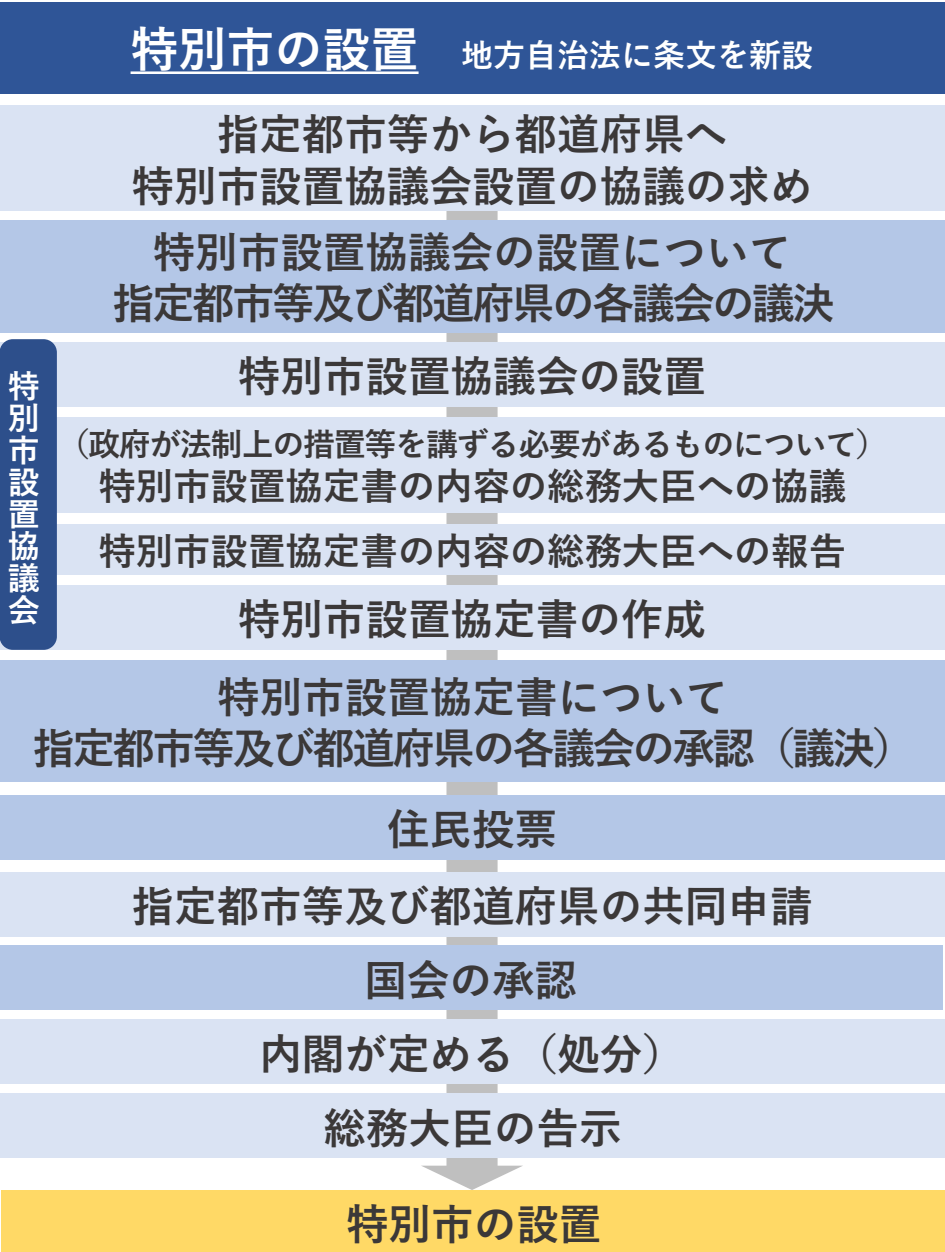
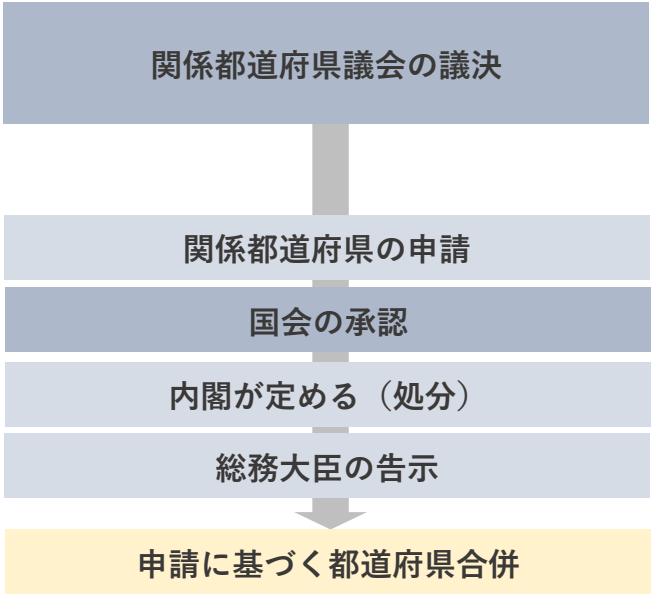
政令への委任

(第279条)

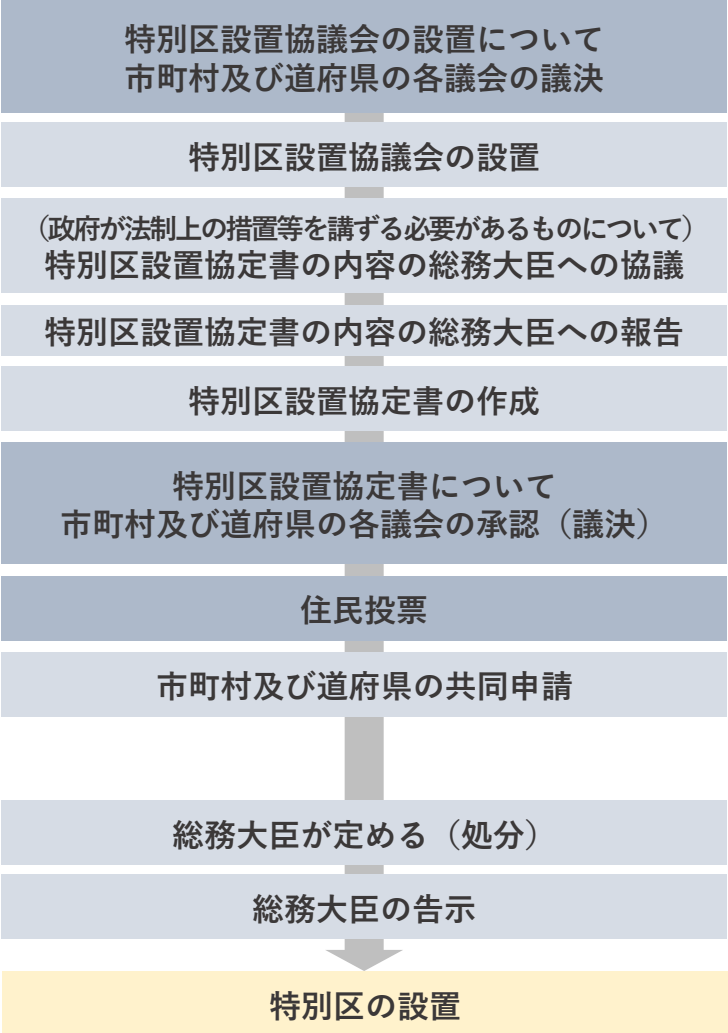
- 特別市に関し必要な事項は、政令で定める。

3 特別市への移行手続

申請に基づく都道府県合併 参考①
地方自治法第6条の2



特別区の設置 参考②
大都市地域における特別区の設置に関する法律



4 地方自治法以外の法令への影響

地方自治体の事務を規定する法令への影響

- 特別市制度の法制化に当たっては、法令への影響は地方自治法の規定にとどまらず、地方自治体の事務等を規定する多くの法令の規定にも影響が及ぶ。

「都道府県」や「市」に関する規定の適用

- 本法制化案においては、地方自治法に「他の法令中の都道府県や市に関する規定を特別市に適用する規定」を置くことで、多くの法令においては個別の改正を不要とし、「都道府県」や「市」等の文言を読み替えて対応することを想定している。

(参考)

旧地方自治法 … 他の法令中の「都道府県」及び「市」に関する規定を「特別市」に適用する規定を置いていた。

現行の地方自治法 … 他の法令中の「市」に関する規定を「特別区」に適用する規定を置いている。

個別の法改正の必要性

- ただし、当該規定を置いた場合においても、各法令の規定の内容によっては、一層制である特別市にそのまま適用することが難しい規定もある（例：都道府県と市町村の間の関係を定めた規定など）ことから、別途、政令等で適用を除外する規定を定めることや、各法令の個別の改正を行うこと等が必要となる。